

## 【新刊書籍】『インターネット権利侵害 削除請求・発信者情報 開示請求“後”の法的対応Q&A 第2版』発刊！

請求者、発信者、プロバイダの各立場で多数の案件を扱ってきた著者による待望の改訂版！

法律関連出版物、各種データベースを提供する第一法規株式会社（所在地：東京都港区、代表取締役社長：田中英弥）は、『インターネット権利侵害 削除請求・発信者情報開示請求“後”の法的対応Q&A 第2版』を、2024年2月22日に発刊しました。



商品紹介ページはこちら

[https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104841.html?utm\\_source=prtimes](https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104841.html?utm_source=prtimes)

amazonでの購入はこちら

<https://amzn.asia/d/dphrTsy>

楽天での購入はこちら

<https://books.rakuten.co.jp/rb/17746905/>

令和3年のプロバイダ責任制限法の改正により、被害者側からの過剰請求を要因とする新たなトラブル事例が発生しております。また、近年の裁判例では発信者情報開示請求が認容されやすく、賠償金相場も上昇している傾向がございます。

これにより、過剰請求への対応や和解交渉時など、被害者側・加害者側双方の弁護側の採り得る手段も変化しております。

実例を豊富に盛り込んで解説したこの1冊で、被害回復のためのノウハウをアップデートしましょう！

## 【本書の特長】

- インターネット上での権利侵害における削除請求・発信者情報開示請求後の対応について、被害回復手段、賠償請求のコツ、当事者の属性に応じた配慮等のノウハウがQ&A形式でわかる！
- 令和3年改正プロバイダ責任制限法や、近年の重要裁判例を織り込み解説！

## 【収録Q&Aの一部を特別公開！】

- Q3 なぜ受任時の説明、方針選択、賠償請求が重要なのでしょうか。
- Q8 賠償金の相場はどのくらいでしょうか。高額になっていると聞きますが……。
- Q20 プライバシー侵害の主張を検討すべき場合を教えてください。
- Q29 業務妨害事案で注意をすべき点はありますか。
- Q32 投稿の掲載場所の確認が重要なのはなぜですか。
- Q48 中傷を無視すべき場合も教えてください。
- Q59 発信者情報開示請求が認められなかった場合のリスクを教えてください。
- Q65 弁護士費用の設定が重要なのはなぜですか。
- Q78 発信者からの相談にはどのようなものがありますか。
- Q86 真実性が問題になる場合、記載のコツを教えてください。
- Q99 裁判外請求から始めるべきなのはなぜですか。
- Q105 賠償額の相場はありますか。
- Q126 名誉毀損での刑事告訴の実際について教えてください。
- Q143 賠償請求訴訟では、どんな証拠を出すべきでしょうか。
- Q155 依頼者が事件を秘密にしたいとっていますが、どうしたらよいですか。
- Q159 プロバイダの立場で対応をする場合、どのようなことに注意をするべきでしょうか。
- Q165 発信者に対応コストを請求することはできないでしょうか。
- Q179 発信者情報開示請求の法的手続が社会に与えた影響や、今後の展望について、教えてください。

### 3 被侵害利益別の基本

#### (1) 名誉権侵害

**Q9** ネットにおける名誉権侵害にはどのような内容、「きっかけ」がありますか。

**Q10** 加害者は、被害者の知り合いが多いのでしょうか。

**Q11** 最近急増している「紛争参加型」というのは、どういう類型なのでしょう。

**Q12** 「紛争参加型」において、具体的にどのような点に留意するべきでしょうか。

**A9** 個人に対するものは、「悪事をしている」、「犯罪者である」、「嘘をついている」といった発言や、「バカ」といった悪口が多いです。一方で法人に対するものは、ブラック企業などの労働環境を中傷するものが多く、次に個人と同じく「犯罪者をしている」などの中傷、そして代表者への個人攻撃や商品やサービスへの中傷が多いです。きっかけは、単に目立つから、というのが大多数ですが、最近は新しい類型も増えています。

**A10** いいえ、そもそも面識がないケースが圧倒的多数です。

**A11** 第三者間の紛争に一方陣営として参加し、その「協力」の過程で、あるいは協力そのものとして誹謗中傷を行う、という

12

ケースです。最近、急増しており、事件処理においても留意するべき点が多いです。

**A12** ニックネームを含めた入念な利益相反の確認、相談を設定するにあたって将来の利益相反の可能性への留意、依頼者の振舞いの制約と限界の把握、「引き込み」への十分な警戒、依頼範囲の確定と明示が重要です。

#### 解説

名誉権侵害の内容・きっかけについてここ数年、おおむね傾向に変化はなく、被害者が個人のケースですと、何らかの悪事や不倫をしているとか、経歴の偽称をしているといった発言、あるいは「バカ」とか「悪人」とであるという趣旨の悪口が多いです。

被害者の属性としては、社会的に目立った活動をしている人物、特にその舞台がネットである場合が多いです。「鼻につく」言動や、被害者の発信した賛否両論ありそうな言動がやり玉にあげられることが大多数です。最近加わった傾向としては、Instagram (Meta社が運営している写真投稿(共有)サービスで、写真とともにコメントなどを投稿し合うことができます) をきっかけとするものがあります。

これは、Instagramを舞台にするのではなく、Instagramがきっかけとなって発生する誹謗中傷です。具体的には、Instagramに写真を多数投稿しているが、その写真が自分の賛否な生活をアピールするものであるところ、それが実は写真加工などで「盛って」あるなどと中傷されるケースです。虚偽ないし誤導するような投稿をしていることや、賛否な暮らしのアピールに対する妬みのような感情で行われることが多くあります。

また、二次創作の同人活動、すなわち著名な漫画やアニメについて、それを原案としてファンが作品をつくる活動がきっかけになるケースもあります。その原作の解釈等をめぐって口論が誹謗中傷にまで発展するケースも最

13

### 6 プロバイダの立場での対応について

**Q159** プロバイダの立場で対応をする場合、どのようなことに注意をするべきでしょうか。

**Q160** アクセスプロバイダの場合は、どういう点に注意をするべきでしょうか。

**Q161** コンテンツプロバイダの場合は、どういう点に注意をするべきでしょうか。

**A159** アクセスプロバイダとコンテンツプロバイダで注意すべき範囲と内容が異なります。

**A160** ①結論は任意の開示に同意をしない、②ユーザーと適度な距離を置いて中立的に対応する、③特殊事情があれば請求者に対して丁寧に説明をする、という点です。

**A161** ①任意削除に応じるかどうかのポリシーを決める、②任意開示に応じるかどうかのポリシーを決める、③ユーザー対応はアクセスプロバイダと同じくすべきだが、距離が近く、リスクもあるので、画一的な対応を期する、という点です。

#### 解説

プロバイダ、ここでは、掲示板やブログなどを運営管理するコンテンツ

308

プロバイダと、インターネットの利用者とそれぞれ契約して、インターネットへのアクセスを提供するプロバイダであるアクセスプロバイダ、それぞれを代理する場合について解説します。

まず、プロバイダを代理する機会はいずれも少ないです。さほど、多いものではありません。もっとも、請求者にとってはまさに法律上の相手方(被告、債務者、発信者情報開示命令申立手続における相手方)になる存在です。ですから、その考え方、対応方針、利害関係を理解しておくことは、スムーズに手続を進めるにあたって重要でしょう。

また、プロバイダの弁護を依頼されるケースは、それまで、その会社や関係会社の依頼を受けている、顧問弁護士に就任している、というケースが少なくありません。そうすると、インターネットのことはあまり知らない、という断りにくく、また、できればプロバイダの業務に通じている弁護士が担当するべきです。ですから、苦手意識を持たずに対応するべきでしょう。

さて、プロバイダといっても、アクセスプロバイダとコンテンツプロバイダがありますが、どちらも、発信者情報開示請求においては、保有している発信者情報を開示する義務がある、という点では共通します。しかし、アクセスプロバイダは基本的に契約者情報つまり、直接発信者を特定する情報を保有していますが、コンテンツプロバイダは、そうではありません。

ただ、コンテンツ販売機能は、IPアドレス等だけを保有しているのが通常ですが、金銭のやりとりなどの関係で本人確認が必要な場合、例えばレンタルサーバーや有料のコンテンツ販売機能がある等、実名が登録されているコンテンツプロバイダもあります。また、二段階認証のために電話番号を保有している場合、電話番号があれば、弁護士会照会で契約者が特定できるので、電話番号の保有は氏名や住所の保有に準じた存在であるといえます。

なお、アクセスプロバイダの保有している情報は発信者の住所と氏名ですから、最後の情報です。なので、任意に開示に応じることは通常あり得ません。一方で、コンテンツプロバイダの保有する情報は、IPアドレスなので、これについては、任意に開示することも検討してもよいでしょう。

そして、アクセスプロバイダは投稿を削除する権限はありませんが、コン

309

## 【目次】

### 第1章 ネットトラブルの基本

- 1 本書で取り扱う範囲
- 2 ネットトラブルの定義
- 3 被侵害利益別の基本

### 第2章 相談から受任まで

- 1 被害者：確認すべきことのリスト
- 2 削除請求の見直し

- 3 開示請求の見通しの留意点
- 4 賠償請求の見通しの留意点
- 5 発信者（加害者）からの相談

### 第3章 裁判外請求について

- 1 裁判外請求をすべきか、すぐに提訴すべきか
- 2 最初の請求額・期限について
- 3 交渉について
- 4 まとめ：裁判外解決が双方の利益になる

### 第4章 裁判上の請求について

- 1 裁判上の請求の基本
- 2 裁判上の主張立証の基本
- 3 発信者側の反論の基本
- 4 和解について
- 5 秘密の保持と記録の閲覧制限について
- 6 プロバイダの立場での対応について
- 7 プロバイダと不服申立てと発信者の関与

### 第5章 まとめ

- 1 被害者・発信者の受任と交渉上の注意点のまとめ
- 2 提言

#### 【商品の概要】

『インターネット権利侵害 削除請求・発信者情報開示請求“後”の法的対応Q&A 第2版』

著：弁護士 深澤諭史

定価：3,850円(本体：3,500円+税10%)

ページ数：352頁

版型：A5判

---

当プレスリリースURL

<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000672.000059164.html>

第一法規株式会社のプレスリリース一覧

[https://prtimes.jp/main/html/searchrlp/company\\_id/59164](https://prtimes.jp/main/html/searchrlp/company_id/59164)

---

【本件に関する報道関係者からのお問合せ先】

第一法規株式会社

販売促進第一部

lawyer\_support@daiichihoki.com